

## 鹿児島市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に基づき、地域生活支援事業として市が実施する重度障害者に対する日常生活用具給付事業について必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者及び用具の種類)

第2条 給付の対象者は、別表第1及び別表第2の対象者欄に掲げる障害者とする。

2 給付の対象となる日常生活用具（以下「用具」という。）の種目は、別表第1及び別表第2の種目欄に掲げる用具とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の適用を受ける者が給付を受けようとする用具の種目について、同法の給付対象種目となっている場合には、給付しない。

3 第1項の対象者であっても、利用する施設、病院等で同種の用具が貸与される場合には、当該用具は給付しない。

4 既に給付した用具と同一の用具は、当該給付した用具が修理不能となったことにより、その使用が困難になった場合を除き、給付しない。ただし、前回の給付日から別表第1の耐用年数欄に規定する年数を経過した後であっては、次の各号のいずれかに該当する場合に再給付することができる。

(1) 部品の交換よりも再給付することの方が真に合理的かつ効果的であると認められる場合

(2) 操作機能の改善等により障害者の用具の使用効果を向上させる場合

### (申請の方法)

第3条 用具（居宅生活動作補助用具を除く。第5条において同じ。）の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとする者は、住宅改修費給付申請書（様式第2）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (決定通知等)

第4条 市長は、前条第1項に規定する日常生活用具給付申請書又は同条第2項に規定する住宅改修費給付申請書の提出があったときは、申請者の実態を速やかに調査のうえ、給付の可否を決定し、決定通知書（様式第3）又は却下決定通知書（様式第4）により、その旨を申請者に通知するとともに、給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第5）を交付するものとする。

(給付の方法)

第5条 用具は、現物を給付するものとする。

(費用の負担)

第6条 用具(点字図書を除く。第12条において同じ。)の給付を受けた者又はこれを扶養する者(以下「受給者」という。)は、日常生活用具給付事業費用負担基準額表(別表第3)により、当該用具の給付に要した費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 前1項の規定による費用負担額は、用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

3 点字図書の給付を受けた者に係る費用の負担については、市長が別に定める。

(業者への支払)

第7条 市長は、業者から給付券を添えて用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により受給者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1及び別表第2の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

(管理義務等)

第8条 受給者は、給付された用具を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、これを第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 給付された用具は、給付の目的に反して使用してはならない。

(事故の責任)

第9条 用具の給付後における使用上の事故については、市長は、その責めを負わないものとする。

(費用の返還)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付に要した費用の一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど不正に当該用具の給付を受けたとき。
- (2) 当該用具を給付の目的に反して使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(排泄管理支援用具の特例)

第11条 市長は、重度障害者等の申請の手續の利便を考慮し、排泄管理支援用具(蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつをいう。以下同じ)については、次に定めるところにより給付券を一括して交付することができる。

- (1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表第1の基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。
- (4) 第7条に規定する費用の支払については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付

額について行うこと。

(人工内耳用電池の特例)

第12条 市長は、重度障害者等の申請の手續の利便を考慮し、人工内耳用電池については、次に定めるところにより給付券を一括して交付することができる。

- (1) 暦月を単位として6か月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表第1の基準額の範囲内で1か月に必要とする人工内耳用電池に相当する額の6倍の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 第7条に規定する費用の支払については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第6)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。  
(鹿児島市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 鹿児島市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成3年4月1日制定)
  - (2) 鹿児島市重度障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱(平成8年4月1日制定)(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定によりされた申請その他の行為については、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。  
(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)
- 4 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、生活保護廃止の日から当分の間、用具の給付に要した費用の負担は、0円とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に日常生活用具の給付の決定を受けた者について適用し、同日前に日常生活用具の給付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に日常生活用具給付申請書又は住宅改修費給付申請書を提出する者について適用し、同日前に日常生活用具給付申請書又は住宅改修費給付申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前改正前の鹿児島市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する

別表第1（第2条、第11条、第12条関係）

## 用具の種目及び性能等

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
特殊寝台	下肢又は体幹障害 2級以上の者で、 原則として学齢児 以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹障害 1級の者（常時介 護を要する者に限 る。）又は知的障 害A1若しくはA 2の者で原則とし て3歳以上のもの	褥瘡を防止し、又は失禁等による 汚染若しくは損耗を防止できる機 能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹障害 1級の者（常時介 護を要する者に限 る。）	尿が自動的に吸引されるもので、 障害者又は介護者が容易に使用し 得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹障害 2級以上の者（入 浴に当たって家族 等他人の介助を要 する者に限る。） で、原則として3 歳以上のもの	障害者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹障害 2級以上の者（下 着交換等に当たっ て家族等他人の介 助を要する者 に限る。）で、原 則として学齢児以 上のもの	介助者が障害者の体位を変換させ るのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹障害 2級以上の者で原	介護者が重度身体障害者を移動さ せるに当たって、容易に使用し得	4年	159,000円

	則として3歳以上のもの	るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）		
訓練いす	下肢又は体幹障害2級以上の者で、原則として3歳以上18歳未満のもの	原則として付属のテーブルをついているもの。	5年	33,100円
入浴補助用具	下肢又は体幹障害を有し、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	手すりをつけることができ、障害者が容易に使用し得るもの	8年	手すりなし 4,450円 手すりあり 5,400円
頭部保護帽	知的障害A1若しくはA2の者若しくは下肢、体幹、平衡機能障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの又は精神障害1級の者	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年	スポンジ・皮製 15,656円 プラスチック製 37,853円
歩行補助杖	下肢、体幹、又は平衡機能障害者	木材又は軽金属製で、十分な強度を有する一本杖	3年	木材製 2,310円 軽金属製 3,150円 （一部夜光材付は410円、全面夜光材付は1,200円増、外装に色付

				ラッカーを使用するものは260円増)
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	60,000円
特殊便器	上肢障害2級以上又は知的障害A1若しくはA2であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齡児以上のもの	温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200円
火災警報器	障害等級2級以上(精神障害にあつては1級)又は知的障害A1若しくはA2の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上(精神障害にあつ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期	8年	28,700円



	ては1級)又は知的障害A1、A2の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。)	火災を消火し得るもの		
電磁調理器	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。)又は知的障害A1若しくはA2の者で、18歳以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上あり、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円

ネブライザー	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者のうち必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	21,000円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
携帯用会話補助装置	音声言語機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者のうち、音声又は発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

	以上のもの			
情報・通信支援用具	視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の者で原則として学齢児以上のもの	アプリケーションソフト又は入力サポート機器で、対象障害者がパソコンを使用するのにどうしても必要になるもの	５年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上である身体障害者のうち、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	383,500円
点字器	視覚障害者	３２マス１８行の標準型又は３２マス３行から１２行までの携帯型からなる点字を打つ器具	標準型 ７年 携帯型 ５年	標準型 真鍮製 10,712円 プラスチック製 6,798円 携帯型 アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,700円
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（就労し、若しくは就学している者又は就学が見込まれている者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	63,100円
視覚障害者用ポ	視覚障害２級以上の者で、原則とし	音声等により操作ボタンを知覚し又は認識することができ、かつ、	６年	録音再生 85,000円

ダブルレコーダー	て学齢児以上のもの	デイジー方式による録音及び同方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		再生専用 35,000円
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	ICタグ（集積回路が組み込まれたタグ）に事前に登録された音声を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,000円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者のうち本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者で原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を印刷物等の読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された文字等の画像をモニターに映し出すことができるもの又は文字を音声で読み上げることができるもの	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの。ただし音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者のうち、コミュニケーション、	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円

	緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	音声言語機能障害者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き擬音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き擬音化するもの</p>	4年	<p>笛式 5,150円</p> <p>電動式 72,203円</p>
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
蓄便袋	直腸機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	8,858円
蓄尿袋	ぼうこう機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの	—	11,639円
洗腸器具	直腸機能障害者	使用者が安全に使用でき、洗腸し得るもの	1年	12,000円
紙おむつ	次のいずれかに該当する者で3歳以上もの	対象者が使用しやすいもの	—	12,000円

	<p>ア 治療によって 軽快の見込みの ないストマ周辺 の著しいびらん 又はストマの変 形のためストマ 用装具を装着で きない者並びに 先天性疾患（先 天性鎖肛を除 く。）に起因す る神経障害によ る高度の排尿機 能障害又は高度 の排便機能障害 のある者及び先 天性鎖肛に対す る肛門形成術に 起因する高度の 排便機能障害の ある者で、紙お むつ等の用具類 を必要とするも の</p> <p>イ 脳性麻痺等脳 原性運動機能障 害により排尿又 は排便の意思表 示が困難な者で 紙おむつ等の用 具類を必要とす るもの</p>			
<p>収尿器</p>	<p>排尿機能障害のあ る者</p>	<p>男性用 採尿器と蓄尿袋で構成 されるラテックス製又はゴム製 のもので、尿の逆流防止装置が</p>	<p>1年</p>	<p>男性用 普通型 7,931円</p>

		<p>ついているもの。</p> <p>女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの（簡易型）で採尿袋20枚を1組とするもの</p>		<p>簡易型 5,871円</p> <p>女性用 普通型 8,755円</p> <p>簡易型 6,077円</p>
居宅生活動作補助用具	<p>下肢若しくは体幹障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者のうち障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合にあつては、上肢障害2級以上のものに限る。）で、原則として学齡児以上のもの</p>	<p>障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	—	200,000円
発電機又はバッテリー	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用中の者	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであつて、介護者が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
エアーマット	下肢又は体幹障害2級以上の者であつて、寝たきりの状態が6か月以上続き、常時他人の介助を要する者	床ずれ防止のためのものであつて、エアーマット及び送風装置からなるもの。（水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。）	5年	82,400円
人工内耳用電池	聴覚障害者で、人工内耳を装着している者	人工内耳に使用する電池	—	2,000円

人工内耳用体外機 (スピーチプロセッサ)	聴覚障害者で、人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ)を装着している者(医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)	スピーチプロセッサ等の外部装置で聴覚障害者が容易に使用できるもの	5年	1,000,000 円
-------------------------	---	----------------------------------	----	----------------

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。



## 別表第2（第2条関係）

## 用具の種目及び性能等（難病患者等用）

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）	8年	手すりなし 4,450円 手すりあり 5,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又損耗を防止する機能を有するもの	5年	19,600円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
入浴補助用具	入浴の介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	60,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
移動用リ	下肢又は体幹機能	介護者が難病患者等を移動させる	4年	159,000円

フト	に障害のある者	にあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く		
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

#### 備考

- 1 難病患者等とは、総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。
- 2 難病患者等の日常生活用具給付対象者は、身体の状況から日常生活用具を必要とし、在宅での療養生活を行うことが可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者をいう。

## 別表第3（第6条関係）

## 日常生活用具給付事業費用負担基準額表

本人の属する世帯の階層区分		費用負担基準月額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	
B	市町村民税非課税世帯	0	
C	市町村民税課税世帯	所得割額 24,000円未満	1,120
D		所得割額 24,000円以上55,000円未満	2,350
E		所得割額 55,000円以上380,000円未満	4,670
F		所得割額 380,000円以上1,000,000円未満	37,200
G		所得割額 1,000,000円以上	全額

## 備考

- 「世帯」とは、障害者と生計を一にする消費経済上の1単位をいい、居住を一にしてない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯とする。ただし、当該世帯に障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 「被保護世帯」とは、同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課税されていない者である世帯をいう。
- 「所得割額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。）第26条の2で定める金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 1から4までにより算出した額が、用具の給付に要した費用の額を超えるときは、当該費用をもって自己負担額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。
- 100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を自己負担額とする。
- 毎年度の本表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。